



Title	家庭内暴力の取組上の問題と解決方策
Author(s)	金, ジャンディ
Citation	阪大法学. 2014, 64(2), p. 127-152
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71503
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

家庭内暴力の取組上の問題と解決方策

金 ジャン デイ

- 一 はじめに
- 二 家族及び家庭内暴力の特徴
- 三 被害者・加害者対策上の難点
- 四 問題解決に向けた提言
- 五 おわりに

一 はじめに

筆者は前稿⁽¹⁾で、日本における家庭内暴力の実態と被害者支援の状況、具体的には、家庭内暴力発生の頻度、被害者に対する支援制度とその問題点などを検討した。本稿では、それに続く課題として、家庭内暴力の特徴を十分に反映していない現行制度の問題点を指摘し、その解決に向けた提案をすることを目的とする。

二〇〇〇年には児童虐待防止法⁽²⁾、二〇〇一年には配偶者暴力防止法⁽³⁾がそれぞれ制定され、家庭内暴力への問題意識が日本社会で共有され、被害の実態が表面化するようになった。しかし、数回の改正を経てもなお法的・社会的

介入のあり方が十分ではないと批判されるのは、家庭内暴力が依然、犯罪として適切に評価されていないことや、単に犯罪として評価し介入することだけではその問題解決が困難だという点に原因がある。家庭内暴力のように特別な性格を持つ犯罪に対しては、その特徴について綿密な検討を行ったうえで、その検討結果を反映させた対策を講じるべきである。以下では、まず、家族と家庭内暴力の特徴を検討し、その特徴が被害者救済などの対策を講じる際にどのような問題を生じさせているかを明らかにする。そのうえで、当該問題を解決するための方策を提案する。

二 家族及び家庭内暴力の特徴

家庭内で発生する暴力を犯罪として扱い、法的対応をとることについて、とくに刑事法の領域では長期間にわたって消極的な態度がとられてきた。⁽⁵⁾ たとえば、妻が夫から日常的な暴力を受け、警察に通報したとしても、「夫婦げんか」として処理されるだけに終わり、警察への通報を理由にさらに暴力がエスカレートすることもあった。しかし、家庭内暴力は、意図的に行われる強要や威嚇行為であり、相手を支配するものである点で、単なる夫婦げんかとは性格を異にする。⁽⁶⁾

「法は家庭に入らず」⁽⁷⁾の原則に基づいて、家庭内暴力が犯罪として扱われない状況が、かつて頻繁にあった。客観的には刑法犯の性質を持つ行為であっても、それが夫婦間で発生するという事情から、加害者意識または被害者意識が希薄であるということも、問題が深刻化するまで解決手段が取られなかった理由であろう。⁽⁸⁾ 一九九九年に実施された「検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比」⁽⁹⁾の統計によれば、親族間で発生した犯罪のうち、殺人が全体の四二・六パーセントと半数近くを占めていたのに対し、傷害は四・三パーセントを占めるにすぎなかった。一方、

親族等⁽¹⁰⁾の間で発生した犯罪のうちでは、殺人と傷害とがほぼ同じ割合を占めているか、あるいは傷害の発生割合が殺人のそれを上回っていた⁽¹¹⁾。このように、親族間に発生する犯罪に他の犯罪と異なる特徴がある理由について、家族⁽¹²⁾という関係の性格と家庭内暴力の特徴とを関連付けて検討する。

(一) 自律性・閉鎖性

家族は自律性・閉鎖性という特徴を有しており、これを理由にして、家庭内暴力への積極的な対応が否定されたことも過去にあった。家庭内で発生する問題には、家族構成員による自律的な解決が求められていた。夫が家族をコントロールする方法として有形力を行使したり、精神的な苦痛を与えたりし、それが家庭内暴力に発展する場合があった。ここでさらに問題となるのは、家庭内での暴力を外部から発見することが極めて難しい点である。家庭という閉鎖空間で行われることや被害者自身も被害事実を明らかにするのを躊躇しがちになることなどを理由に、家庭内暴力は外部から認識されにくかった⁽¹³⁾。

また、家庭内暴力は直接の被害者だけでなく、他の家族構成員にも影響を及ぼすことがある。第一に、家庭内暴力は、その暴力を目撃した家族構成員にも深刻な影響を及ぼすと指摘されている。すなわち、父母間での暴力を目撃することは、児童に大きな精神的被害を与える。子どもに対する直接的な暴力だけでなく、父から母への暴力を日常的に見せることも、子供に対する暴力にあたるのである⁽¹⁴⁾。第二に、家庭内暴力の重複発生の問題である。配偶者暴力が発生した家庭に児童がいる場合、その児童もまた身体的・精神的な虐待を受けている可能性が高い⁽¹⁵⁾。逆に児童虐待が発生した場合にも、配偶者への暴力が同時に発生している可能性が高い⁽¹⁶⁾。以上の問題に関しては、次章で詳述する。

(二) 関係の親密性

家族が親密な関係にあることは、家庭内暴力の対策・解決を困難にする大きな原因となっている。家庭内暴力は、関係の親密性を理由に起こる暴力であり、加害者の強い情緒的な愛着や甘えが背景になっている。ドメスティック・バイオレンスの研究では、加害者が被害者にもつ情緒的愛着や、被害者が加害者にもつ愛着が暴力に対する取組を困難にしていると指摘されている。⁽¹⁷⁾

また、親密な関係に置かれている家庭構成員間に暴力が発生する場合、それが犯罪として認識されず、許されることが多い。暴力行為が他人の間で発生する通常の場合と、家族構成員間で発生する場合とを想定しよう。前者の場合、当該暴力行為は犯罪または不法行為として扱われ、民刑事法上の責任を発生させることになるが、後者の場合には、「夫婦げんか」や「子どものしつけ」という弁解がそのまま受け入れられ、法的対応が行われないことも少なくない。前者と後者の差異は、被害者と加害者の関係、すなわち、家族という親密な関係性にあり、⁽¹⁸⁾このような特性は法的介入を困難にする要因となっている。

(三) 経済的・社会的な依存関係

家庭内暴力、特に配偶者暴力に関しては、「なぜ、被害者は暴力をふるう者から逃れないのか」という疑問が投げかけられることも多い。被害者の大部分は成人であり、一般的な略取誘拐のケースとは異なり被害者が物理的に束縛されている例は少なく、通常の社会生活を営んでいる場合も多い。逃れようと思えば逃れることはできたはずであるのに、なぜ被害者は加害者から離れないのか。⁽¹⁹⁾ 家族構成員は互いに補い合いながら人間関係を保っている。⁽²⁰⁾ この関係は相当に強固なものとみてよい。家族内では、とくに妻が夫に経済的・社会的に依存する傾向が強いの⁽²¹⁾で、

夫から暴力を受けたとしても逃れたり被害を訴えたりすることができず、我慢して生活を続ける。夫から離れることでその後の生活費や住居の確保、子どもの教育が困難になることを憂慮して、暴力的な関係から離脱しないことを選ぶ⁽²²⁾。その結果、暴力が繰り返され、エスカレートすることもある。家族の経済的・社会的依存関係は、家庭内暴力を深刻化させる大きな要因となっている⁽²³⁾。

夫が家族を扶養している場合、経済的な依存関係が、夫から妻および子どもへの支配関係につながりやすい（パワーとコントロールの関係）。夫は、身体的な暴力や威嚇、心理的に作用する侮辱や辱めなどを支配の手段とする。また、家庭は子どもの養育・教育の場であるが、親が子どもを保護・監督し、社会化（子どもに対する教育・しつけ）するという社会的・法的関係は、子どもが親から暴力を受ける口実となり、暴力を受けても逃れられない原因となる⁽²⁴⁾。

三 被害者・加害者対策上の難点

では、家庭内暴力がもつこれらの特徴は、被害者への支援や犯罪への対策を講じる際に、どのような問題を引き起こすのであろうか。

(一) 暴力の反復・エスカレート

家庭内暴力では被害者と加害者と同じ住居空間に生活する。そのため、暴力が反復的に行われる。家族関係から抜け出さない限り、被害者が暴力から免れることは困難である⁽²⁵⁾。また、家庭内暴力は時間の経過によって暴力がエスカレートし、被害が深刻化する⁽²⁶⁾。心理的な抑圧からはじまり、徐々に精神的虐待・経済的虐待、さらに身体

的・性的虐待へと進み、傷害や殺人など最悪の事態に至ることもある⁽²⁷⁾。したがって、家庭内暴力への対策を講じる際には、このような危険性を常に念頭に置いて、とりわけ加害者の更生を通じて暴力のエスカレート・再犯の予防に努めなければならない。

(二) 家族構成員に対する暴力の影響

1 家庭内暴力の重複発生

家庭内暴力は、他の類型の犯罪を誘発する恐れがある。特に配偶者暴力と児童虐待は重複して発生する可能性が高い。アメリカの調査研究では、暴力が発生した家庭のうち、約三〇～五〇パーセントの家庭において、配偶者暴力と児童虐待が重複して発生したと報告されている⁽²⁸⁾。日本においても同様の傾向が存在することを示す調査や統計がある。二〇〇四年に東京都生活文化局が発表した報告書によると、五割をこえる家庭で、配偶者間での暴力が子どもにも及んでいた⁽²⁹⁾。その内容は、「殴る」が四五・五パーセント、「蹴る」が一五・六パーセント、「暴言・罵倒」が五四・五パーセント、「脅す」が二四・七パーセントである⁽³⁰⁾。また、二〇〇三年に内閣府男女共同参画局が行った「配偶者からの暴力に関する調査」の中で、配偶者や恋人から暴力行為を受けていた当時、子どもがいた者(三〇三人)に、その相手が子どもに対しても同様な行為をしたことがあったかを聞いたところ、二割弱の者が「あった」(一八・八パーセント)と回答した⁽³¹⁾。このように、家庭内暴力は重複発生の恐れがある事実を、関係者は十分に認識しなければならない。

2 暴力を目撃したことによる影響

家庭内暴力は直接の被害者だけでなく、その目撃者にも著しい悪影響を及ぼす⁽³²⁾。二〇〇五年に内閣府共同参画局

が実施した「配偶者からの暴力に関する調査」の中で、配偶者から何らかの被害を受けていたことを子どもが「知っていた」と答えた者（一九五人）に、その影響を聞いたところ、子どもの心身に「影響を与えたと思う」（六七・二パーセント）と回答した者が七割近くを占めていた。⁽³³⁾

児童虐待防止法第一一条四項は、児童虐待を「児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと」と定義し、家庭での配偶者暴力の発生を児童虐待の内容に盛り込んでいる。子どもに対する直接的な暴力だけでなく、妻に対する暴力を日常的に見せられることが子どもに対する暴力ともいえるのである。⁽³⁴⁾このように、家庭内暴力は、被害を受けた者だけでなく、子どもなど他の家族構成員にも影響を及ぼす特徴がある。

(三) 顕在化の困難

家庭内暴力は外部から認識されにくいため、被害者が自ら相談すること、被害届を出すこと、関係機関に通報することなどが重要となるが、被害者からの告発には困難が伴う。被害者と加害者とが家族という特別な関係にあることや、両者が心理的・経済的・社会的な依存関係にあることから、被害者自らが外部に救済を求めないことが少なくない。家庭内暴力の事実が外部から認識されて専門的な対策が講じられても、それまで長期にわたって深刻な被害を受け続けていたことにより、被害者の回復に時間がかかることも頻繁にある。また、信頼している家族構成員からの暴力であることから、被害者が感じる恐怖と衝撃も大きい。⁽³⁵⁾

また、加害者意識および被害者意識が非常に希薄であることも問題である。家族である加害者が暴力的な行動をとるのは自分に非があるからだと被害者が思い込むため、第三者に相談したり、被害を訴えたりすることは稀であ

る。その結果、被害者は、自らの生きる道や方法を主体的に選択することを忘れ、他者に依存し、支配されて生きるという選択を余儀なくされている⁽³⁶⁾。被害者が被害を訴えるには、まず、自分の受けた行為が犯罪であると認識することが第一歩となる。したがって、家庭内暴力に関する情報を広報し、被害者の意識改善と被害の顕在化を図るべきである。

(四) 加害者からの分離

家庭内暴力の被害者は、加害者への経済的・社会的依存により、加害者から逃れることを躊躇する。二〇一二年に内閣府男女共同参画局は、配偶者から被害を受け始めた時点で相手と「別れたい(別れよう)」と思ったが、別れなかった」という者(二八七人)を対象に、別れなかった最も大きな理由を聞く調査を実施した(「男女間における暴力に関する調査報告書」)。結果は、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」との回答が五八・九パーセントと最も多く、次いで「経済的な不安があったから」(一六パーセント)、「これ以上は繰り返さないと考えたから」(五・六パーセント)の順となっている。また、東京都生活文化局の調査において、暴力から逃げられない(逃げられなかった)理由を被害者に聞いたところ、「経済的な不安」が最も多く四三・九パーセントであった。それに続いて、「逃げても見つけれられ、よりひどい暴力を受ける」(二〇・〇パーセント)、「離婚はよくない」(一九・四パーセント)、「周りに支援者がいない」(一七・八パーセント)の順となっている。子どもがいる被害者の間では、「子どものために一人親にしたくない」との回答が最も多く四一・七パーセントであり、「子どもを転校・転園させたくない」が二二・二パーセントとなっている。その他、被害者が不安に思っていることは「経済的なこと」が最も多く五七・二パーセントである。また四割近くの者が加害者による追跡を不安に思っている⁽³⁷⁾。

このように、被害者は、①子どもや家庭を守る必要性や、②加害者への経済的な依存を理由として、暴力を受けなくても加害者から逃れることができず、暴力を耐えることを選択する。一般的な暴力犯罪の場合は、これらの事情を考慮することなく被害を外部に訴えることができるが、家庭内暴力の場合、従前の関係性を維持しながら、暴力を防止するという選択肢は、現在の刑事司法制度において用意されていない⁽³⁸⁾。被害者は自分のことだけでなく子どもなどの家族構成員の存在も考慮しなければならないため、加害者から逃れることを選択するのが困難となっている。被害者が加害者から逃れず、家庭にとどまる場合は加害者の更生を、加害者から逃れるために家庭を離れる場合は被害者の自立支援を中心に、取組を行わなければならない。

四 問題解決に向けた提言

(一) 総合的な法律（ファミリーバイオレンス法）の制定

家庭内暴力の代表的な類型である配偶者暴力や児童虐待に取り組むため、個々の法律が制定されている。すなわち、配偶者暴力防止法と児童虐待防止法である。このように、対象を絞って法律を制定することによって、具体的な事項を定め、対象の特徴に合わせた取組を行うことが可能となる⁽³⁹⁾。たとえば、被害を早期に発見する役割を担っている機関は、配偶者暴力の場合は医師そのほかの医療機関⁽⁴⁰⁾、児童虐待の場合は学校、児童福祉施設、病院そのほか児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員などと、それぞれ異なっている。法律において具体的な主体と義務を明記することは、被害の早期発見に効果的であろう。また、家庭内暴力の被害に対応する中心的な機関として、配偶者暴力防止法では配偶者暴力支援センターが、児童虐待保護法では児童相談所や児童福祉施設が挙げられている。

他方、家庭内暴力は、①各類型が重複して発生する可能性が高いこと、②直接の被害者以外の家族構成員にも被害をもたらしうること、③近親者から繰り返し行われる暴力であって被害者の精神的なダメージが大きいことなど、他の一般的な暴力と異なる特徴をもつので、その対策を講じる際には特別なアプローチが必要となる。したがって、家庭内暴力（配偶者暴力・児童虐待）の特徴を反映した総合的な法律であるファミリーバイオレンス法の制定が必要であると思われる。⁽⁴²⁾ 家庭内暴力に対する総合的な対策を講じるには、まずその根拠となる法律が必要である。家庭内暴力の各類型で共通する特徴を導出し、配偶者暴力と児童虐待に共通するリスク及び防止要因、各類型間の相互作用を、家族という関係性を念頭に置きつつ探求することが合理的である。⁽⁴³⁾ ファミリーバイオレンス法の制定について検討する際に、参考となるのが韓国の法律である。韓国では、家庭内暴力、特に夫婦間の暴力と親の子どもに対する暴力が深刻な社会問題になっているが、刑事的な介入がこれまで十分に行われず、このことが問題をいつそう深刻化させた。⁽⁴⁴⁾ 家庭内暴力の持続性と常習性に対する懸念から、国家と社会が積極的にこの問題に介入し解決するべきであるという主張が増えたため、家庭内暴力の対策に関連する二つの法律が制定された。一九九八年七月から施行された「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法（以下では、家庭内暴力処罰法と表記する）」と「家庭暴力防止及び被害者保護などに関する法律（以下では、家庭内暴力防止法と表記する）」である。⁽⁴⁵⁾ 両法は、健全な家庭を育成し、家庭の平穏と安定を回復することを目的とする。⁽⁴⁶⁾ 前者は、加害者の処罰および再犯予防を図る統制措置を確保することによって被害者を間接的に保護する法律であり、⁽⁴⁷⁾ 後者は、被害者の被害回復と支援に焦点を合わせた法律である。

韓国の家庭内暴力関連二法は、日本と異なり被害者を特定しないという特徴がある。日本の「配偶者暴力防止法」に類する配偶者間暴力に特化した法律は存在せず、⁽⁴⁸⁾ 配偶者暴力の場合前述の二法が適用される。⁽⁴⁹⁾ 家庭内暴力関連

二法は、対象を特定しないため、共通するリスクおよび特徴がある被害者に対する総合的な支援ができる。たとえば、家庭内暴力の迅速な通告、被害者の安全保護を目的として、ホットライン制度が設けられた（家庭内暴力防止法第四条の六）。この制度では、家庭内暴力の被害者は、時間・場所を問わず、発信地を管轄する相談所に電話で相談することができる。また、相談内容に基づいて、専門相談機関、保護施設、医療機関、検察・警察、行政機関などと連携し、総合的なサービスを提供する。韓国ではこの二法の制定によって、家庭内暴力が社会的問題として再認識されただけでなく、被害者の保護が充実したものになった。⁽⁵¹⁾ただし、現行法が家庭内暴力処罰法と家庭内暴力防止法に二元化されていることに対する批判から、両法を統合すべきであるという主張があり、筆者も関係機関の連携を強化し、対策の総合性・統一性を確保するため、両法を統合すべきであると考えている。

日本では、児童虐待防止法と配偶者暴力防止法をはじめとする家庭内暴力対策が被害者救済にある程度成功しているとはいえ、家庭内暴力の予防や拡大防止のためには、さらに対策を改善・拡充していく必要がある。⁽⁵⁴⁾現行法の運用の充実⁽⁵⁵⁾はもちろんのこと、新しい施策を導入できる余地があるのならば、その検討も進めていくべきである。⁽⁵⁶⁾そこで、家庭内暴力の特徴を反映したファミリーバイオレンス法の制定が求められる。ファミリーバイオレンス法の目的を家庭内暴力の予防と家庭内暴力が発生した家庭の回復と定め、総合的な取組を講じるべきである。具体的には、家庭内暴力の予防のため、加害者の矯正と、被害者および家族構成員に対する支援、それを担う機関とその役割などを明記すべきである。同法の制定を通じて、配偶者暴力支援センター・児童保護センターなどの関係機関の協力を促進することができ、被害の早期発見、被害者の保護・支援、加害者対策のうえでの効果を期待できる。また、家庭内暴力の再犯を予防し、早期に対応するために重要な役割を担っているのが警察官である。警察官の早期対応の重要性と法的機能などについては、多数の先行研究⁽⁵⁷⁾による実証が行われた。したがって、ファミリーバイ

オレンス法の規定の一部として、警察官の対応方法とその基準を定めるべきである。

(二) 警察官による被害の防止

前述のように、家庭内暴力には、①加害事実が外部から認識されにくい、②加害行為が繰り返されたり、エスカレートしたりするという特徴がある。それゆえ、被害の拡大を防止するためには、警察官による早期対応と被害防止に向けた取組が重要である。にもかかわらず、夫婦間の暴行・傷害行為についてかつて警察は、それが生命や身体に対する重大な法益侵害の結果を伴わない限り、犯罪として検挙することがほとんどなかった⁽⁵⁸⁾。その背景には、純然たる個人の私生活、すなわち、ある行為が本人だけに影響を与える個人の生活行動に、行政機関が干渉することを許さないという「私生活不可侵の原則（法は家庭に入らず）」があつたといえよう。国民は私的領域における活動の自由を有しているため、それが社会または他人に影響を与え、問題を起こすことを防ぐ必要がある場合に限り、制限を受けることになる。このように、私的領域における警察官のような行政機関の介入に対して慎重な立場をとらなければならぬ理由は、家庭は公権力の介入が忌避すべきである私的領域であり、警察官の安易な介入を認めることは、近代法の前提を崩す危険をもっているという点にある。しかし、配偶者暴力や児童虐待等を、私的領域で発生する個人的問題としてのみ把握すべきではない。暴力は、徐々に深刻になる傾向があり、石巻事件⁽⁵⁹⁾のように、被害者だけでなく、他の家族構成員および親族または友人にまで危険がおよぶ恐れがある。この事件では、警察への相談があつたにもかかわらず、被害届が出ていないことを理由に、警察が積極的介入を控えていたために殺害事件に発展した⁽⁶⁰⁾。このような被害を防止するには、警察官の積極的な対応が求められる。被害を届け出る意思が被害者にない場合であっても、類似の事例における加害者行動の特徴や、他の家族構成員に対する危害の可能性

などを説明して、届け出の必要性があることを説得すべきである。また、被害届がない場合であっても、警察官は、状況が急展開して深刻な犯罪につながるものが少なくないことを考慮し、必要性が認められるときは、できるだけ早期に保護措置を講じるべきである。韓国では、二〇一一年家庭暴力処罰法の改正により、警察官に緊急臨時措置の権限が付与された。従来は通常の臨時措置が決定されるまで七日を要したことから、警察の早期対応手段としては限界があり、これを克服することが改正の趣旨であった。改正法では、警察官による緊急措置が講じられたにもかかわらず、再犯の恐れがある場合、職権または被害者及び法定代理人の申請により臨時措置をとることが可能になった。⁽⁶²⁾家庭内暴力は反復する可能性が高いため、警察官の早期対応は被害者保護の観点から重要である。他方で、警察官の恣意的な判断を防ぐため、過去の事例を分析し、具体的な事案に即する行動指針を定めなければならない。例えば、警察官が一回目の通報を受けて現場に行った場合は警告、二回目は即刻退去、三回目は一日間留置の措置がとれる権限を与えることなど、一定の基準を定めることが考えられる。また、外部から発見されにくいという家庭内暴力の特徴に鑑みれば、警察官の早期対応体制の効果を上げるには、家庭内暴力に関する国民の認識を高め、警察への通報・法的対応、相談などにつながるよう促進しなければならない。次にこの点を詳述する。

(二) 家庭内暴力に関する情報の広報及び実態調査

1 家庭内暴力に関する情報の広報

法からのメッセージ（規範）が国民に伝達されることによって、国民はそのメッセージに対する反応としての適法行為を自発的にとる。この適法行為の選択は、自己の利益を守ること、合理的計算、自分の行為に対する社会的影響、良心等によって決まる。暴力行為者に対する法の予防効果としては、①発覚・処罰のリスクのため犯行を思

いとどまらせる威嚇効果、②一般の道徳規範を強化して犯行を阻止する道徳形成的・教育的機能、③習慣的遵法行動を促す効果があげられる。また、法律が制定されると法と国民とのコミュニケーションを通じて、「家庭内暴力は明らかな犯罪である」という規範が改めて形成され、暴力のない社会に向けて社会が変動する⁽⁶³⁾。さらに、被害者は自分が受けた行動が犯罪であることを認識し、関係機関に相談したり、警察に訴えたりするなどの行動を起こすようになる。このように法律の知識を得ることが、将来的に暴力行為者、被害者、国民による犯罪予防に肯定的な影響を与える。この影響は家庭内暴力において顕著である。家庭内暴力は、家族・親密な関係の間で行われるため、加害者意識・被害者意識が希薄である。加害者は暴力をふるうことに罪悪感を覚えず、反復的に暴力を行ったり、暴力をエスカレートさせたりすることが少なくない。被害者も加害者が自分の家族であるため、子どもや家庭を守る必要性などから、暴力を我慢する。しかし、家庭内暴力は当事者が訴えない限り、外部から発見しにくいいため、このような当事者の意識を改善することが重要である。したがって、家庭内暴力に関する情報を周知させることが必要である。

前稿で筆者は、家庭内暴力に関する情報や知識に関する調査結果を紹介した。それによれば、配偶者間暴力のうち、身体的暴力が家庭内暴力に当たるとは広く認識されていたが、脅す・大声で怒鳴る等の言動が家庭内暴力に当たると認識していた者の割合は、身体的暴力の場合の半分程度であった。また、暴力を受けた場合の相談先に関する情報がなく、「家族及び知人」に相談すると回答した者の割合が高かった。法律の周知度が低いという問題もある。二〇一一年の調査によると、配偶者暴力防止法の存在とその内容を共に知っている者は、約一割程度であった⁽⁶⁴⁾。家庭内暴力にあたる行為に関する知識を持つことや、保護・支援制度および専門家による相談機関の存在を認識することは、家庭内暴力への早期対応を促進し、被害者を支援するうえで効果があるだろう。また、家庭内暴

力の相談先のうち、最も高い割合を占めているのが「家族及び知人」であることを考慮し、家庭内暴力の当事者や関係機関だけでなく、相談を受ける可能性がある一般国民に対しても広報し、家庭内暴力に関する基本知識を習得するように勧めるべきである。

広報の方法としては、パンフレットやポスターの配布などが考えられるが、他にも、講演会・研修会、シンポジウムなども活用できるだろう。同時に、小学校・中学校・高校など若年層にも教育する必要がある、その際、年齢に応じて漫画・アニメーションなどを通してわかりやすく実施することが効果的であろう。また、外国人や障害者などの弱者は被害者になりやすいため、パンフレットの翻訳版を作成するなどして適切な情報提供が実現されるよう配慮すべきである。内容としては、①具体的にどのような行為が家庭内暴力にあたるのかの説明、②家庭内暴力が犯罪となる重大な人権侵害であることの明示、③暴力を受けた場合の適切な対応法の解説などを中心とし、国民が家庭内暴力に関して知識を得られるよう努めるべきである。⁽⁶⁵⁾

2 家庭内暴力の実態調査

内閣府男女共同参画局は、配偶者暴力法第二五条に基づき、一九九九年から三年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施している。⁽⁶⁶⁾ 調査の項目・対象・内容などは時々の必要性に応じて変化している。この調査は、家庭内暴力に関する調査のうち、最も大規模であり、代表的な調査であるといえよう。したがって、配偶者暴力に限らず、配偶者と関係の深い児童虐待に関しても共に調査することが、状況の把握のため効果的である。現在まで五回実施されたこの調査のうち、配偶者暴力が児童に及ぼす影響などに関して調査が実施されたのは二回だけであった。家庭内暴力の特徴を考慮しつつ、配偶者暴力と児童虐待の重複発生可能性および配偶者間の暴力の目撃が児童に及ぼす影響を勘案し、配偶者暴力が発生した場合、児童虐待の有無と児童に及ぼす影響に関して共に調査すべ

きである。

(四) 加害者更生

家庭内暴力に対する現行法上の対策としては、被害者の一時保護、保護命令、自立支援などがあり、これらは主に被害者とその家族の保護や安全確保を目的としている。これに対して、当事者のもう一方である加害者に対する受刑後の処遇などについては、これまでほとんど議論が行われておらず、本格的な実証的調査も見べき成果をあげていない⁽⁶⁸⁾。家庭内暴力の特性に鑑みれば、被害者を中心に対策を講じるだけでは、問題を根本的に解決することができない⁽⁶⁹⁾。前述のように、家庭内暴力には被害者の側で加害者との関係を断絶することが困難であるという特徴があるので、加害者の方を再犯防止のために更生する取組⁽⁶⁹⁾が重要な意味をもつ。家庭内暴力が反復され、エスカレートすることを防止し、問題を本質的に解決するためには、被害者対策と共に加害者への対策も講じなければならぬ⁽⁷⁰⁾。しかし、日本では、配偶者暴力防止法において、「加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の促進に努めるものとする」との言及があるにすぎず⁽⁷¹⁾、加害者への対策として法律上の具体的な規定がない。

現在の日本では、家庭内暴力を処罰するための特別法は存在しないため、一般の犯罪と同様に刑罰が科されている⁽⁷²⁾。刑罰の目的として応報刑主義を重視する立場からは、家庭内暴力の場合でも、加害者の責任の程度に応じて刑罰を科すことになる。他方、特別予防を重視する立場からすると、犯罪の予防目的を達成するために必要な刑罰的手段の選択及び執行が重要な課題となる⁽⁷³⁾。刑罰の目的の一つとして、加害者更生が含まれることは否定できないだろう。

家庭内暴力が発生して深刻な犯罪へ発展するのを予防するため、より効果的な加害者対策が求められる。加害者

の暴力的な性向を矯正し、再犯を予防するため、更生プログラムなどを活用すべきである。更生プログラムがアメリカ合衆国で一定の実績を挙げているという事実を踏まえ、日本でもそれを導入すべきであるとの意見があるが⁽⁷⁴⁾、現段階では制度が整備されていない。韓国で実施されている加害者更生プログラムは、家庭暴力犯罪の処罰等に關する特例法第二章第三節（第四〇条から第四八条まで）に規定されている⁽⁷⁵⁾。これによれば、裁判官は家庭内暴力の加害者を審理し、保護処分が必要と判断した場合、加害者に社会奉仕・受講命令、保護観察、監護委託などの処分をすることができる。

加害者に暴力行為を止めさせることが家庭内暴力の根本的な解決方法であるにもかかわらず、日本では、犯罪に対する制裁としてプログラムを受講させる制度は存在しない⁽⁷⁷⁾。そこで、加害者更生のための特別措置を導入するよう検討すべきである。家庭内暴力では、被害者が、加害者との親密な関係や依存関係から、被害を受けた後も家庭から離れず、加害者との関係を維持しようとする場合が少なくない。このような場合には、刑罰以外の被害者保護の方法として、加害者矯正のための専門家との相談、受講命令、看護委託などの制度の導入を考えるべきである。また、諸外国のケースを調査し、予測される効果や内容等を考察することも重要である。

（五）被害者に対する支援

被害者が加害者から逃れるために家庭を離れる場合、被害者が自立して生活できるように支援することが法律で規定されている⁽⁷⁸⁾。被害者の自立に最も重要なことは、被害者やその子どもが安定的に生活できる住居を確保することである。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定める住宅確保要配慮者には家庭内暴力の被害者が含まれうることを踏まえ、都道府県及び市町村は、被害者の自立のために住宅の確保に努めるべ

きである。⁽⁷⁹⁾

また、家庭内暴力の被害者が経済的に最低限度の生活を維持できない場合、生活保護制度の適用対象にもなる。しかし、被害者の自立問題を根本的に解決するためには、一時的な保護費の支給よりも、被害者が自らの労働により生活費を得られるようにすることが重要である。そのため、支援センターは被害者との相談により、状況に応じて職業訓練施設、公共職業安定所等に関する情報を提供しつつ、適切なアドバイスをしなければならぬ。現在、公共職業安定所及び職業訓練施設においては、被害者のための特別な支援措置は存在せず、被害者が来所した際に状況に応じたきめ細かい就業支援を行うこととしている。しかし、この支援を受けた被害者の数や就業に成功した被害者の数などのデータがないため、その効果を把握することができない。⁽⁸⁰⁾ 就業した被害者の数、職業選択傾向、支援の内容などに関するデータを把握し、分析することは、敏感な被害者へのアドバイスの失敗を減少させるため参考にと考えると考えられる。

被害者の自立支援は、住宅確保、就業支援、子どもの就学の問題など様々な課題に直面しており、問題解決に関わる機関も多岐にわたる。⁽⁸¹⁾ 関係機関の情報共有と協力が自立支援の成功に大きく影響する。したがって、このような活動において中心になる機関を決め、自立支援プログラムを策定・実施すべきである。また、相談を通じて、被害者の状況に関して十分に理解している者による同行支援を行い、被害者の不安や負担感を軽減させるべきである。

五 おわりに

家庭内暴力には、①その影響が直接の被害者だけでなく、他の家族構成員にも及ぶこと、②暴力が反復して行われたり、エスカレートしたりする傾向が強いこと、③被害の発生を家庭の外部から発見することが困難なこと、

などの特殊性がある。家庭内暴力への対策を講じる際にはこれらの特徴を十分に考慮することが求められる。本稿では、犯罪の早期発見と再犯防止のための警察官の役割、一般の犯罪と異なる特徴を反映したファミリーバイオレンス法の制定、被害者意識・加害者意識が薄い家庭内暴力に関する国民意識の向上のための情報の広報、暴力の根本的な解決に向けた加害者に対する更生、被害者の自立支援等に関して検討した。家庭内暴力に関して「法は家庭に入らず」という原則は、現在では適用できない。家庭内暴力への効率的・積極的な対策を講じて、被害者を保護・支援し、加害者が再び暴力を振るわないようにしなければならない。

本稿では、加害者の更生に関する諸外国の制度および効果などについて十分な検討ができなかった。とくに、家庭内暴力の加害者対策、とくに加害者更生プログラムの内容・効果および加害者更生プログラムの実施主体などの検討は、次稿に譲りたい。

- (1) 金ジャンデイ「家庭内暴力の実態と被害者に対する支援状況」阪大法学第六三巻第五号(二〇一四)一七九頁以下。
- (2) 正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」(平成二二年五月二四日法律第八二号)である。最終改正は平成二四年八月二二日法律第六七号である。本稿では略称を用いる。
- (3) 正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成二三年四月一三日法律第三一号)である。最終改正は平成二五年七月三日法律第七二号である。本稿では略称を用いる。
- (4) 夫(恋人)からの暴力調査研究会『ドメスティック・バイオレンス(新版)』(有斐閣、二〇〇二)二六二頁以下、小島妙子・水谷英夫『ジェンダーと法―DV・セクハラ・ストーカー』(信山社、二〇〇四)一三四頁以下、後藤弘子『ファミリー・バイオレンス―新たな制裁の在り方をめざして』(刑法雑誌第五〇巻第三号(二〇一一)三九二頁以下など)。
- (5) 後藤・前掲注(4)三九一頁。
- (6) 金云會『家庭内暴力犯罪―その理論と実態そして事例』(白山出版社、二〇〇八)六五頁。

- (7) 「法は家庭に入らず」とは、国家は家庭の領域においては刑罰権を行使することなく親族間の規律に委ねるべきという法思想である。那須修「警察実務家による刑事学講義録一〇」警察学論集第六一卷第三号(二〇〇八)一五五頁。
- (8) 石堂功卓「家庭内暴力―夫婦関係を中心に」中京法学第三九巻第一・二号(二〇〇四)九八頁。
- (9) 法務総合研究所「犯罪白書」(一九九九)二四五頁。
- (10) この調査は一九九八年の罪名別検挙件数について、被害者と被疑者との関係を大きく①親族等、②面識あり、③面識なし、④その他の別に構成比を調査したものである。
- (11) 一九九八年の調査によると、被害者と加害者が「面識あり」の場合、殺人は四四・三パーセント、傷害は四四・五パーセントであり、「面識なし」の場合、殺人は一三パーセント、傷害は五一・二パーセントであった。一九九九年の調査によると家族などによる殺人は四二パーセント、傷害は五・三パーセントであり、面識ありと面識なしの場合、殺人は四五・一パーセントと二二・八パーセント、傷害は四五・三パーセントと四九・四パーセントで家族等以外の関係においては、傷害の方が多いか、類似の水準であった。
- (12) 家族に関して、家族心理学分野では、親密性と世帯間関係によって特徴づけられる小集団であるとされており、法的には親族の定義が民法七二五条にある。
- (13) 東京弁護士会・両性の平等に関する委員会編『ドメスティック・バイオレンス・セクシュアル・ハラスメント』(商事法務研究会、二〇〇一)七頁。
- (14) 後藤弘子『ドメスティック・バイオレンスとその刑事的対応』警察学論集第五三巻第四号(二〇〇〇)一三八頁以下。
- (15) 石井朝子『よくわかるDV被害者への理解と支援』(明石書店、二〇〇九)一一七頁、宮地尚子「親密な領域での暴力は被害者から何を奪うのか」ジュリスト一四〇九号(二〇一〇)一六〇頁。
- (16) ランディ・パンクロフトほか(幾島幸子訳)『DVにさらされる子どもたち―加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』(金剛出版、二〇〇四)一一頁。
- (17) 坂本佳鶴恵「ファミリー・バイオレンスの特性をめぐって―社会学の視点から」刑法雑誌第五〇巻第三号(二〇一〇)三九九頁。
- (18) 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』(作品社、二〇〇一)三六頁。

- (19) 法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか―法分野協働と国際比較』（商事法務、二〇一三）四〇頁。
- (20) 中村・前掲注（18）三四頁。
- (21) 実際に、離婚の際に妻が無職である割合は、一九九五年に成立した離婚において四八・五パーセントであり、一方で離婚後の求職活動は難しい現状にあり、離婚後の経済的な不安は女性に相当な心理的圧迫を与えていると思われる。小島妙子「ドメスティック・バイオレンスの法―アメリカ法と日本法の挑戦」（信山社出版株式会社、二〇〇二）七頁。
- (22) 小島妙子「ドメスティック・バイオレンスの法的救済―警察の法的機能」刑法雑誌第五〇巻第三号（二〇一一）四〇八頁。
- (23) 坂本・前掲注（17）三九八頁。
- (24) 坂本・前掲注（17）三九八頁。
- (25) 金・前掲注（6）六六頁。
- (26) 内閣府男女共生参画局推進課「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正の概要と関連施策の現状」法律のひろば第六一巻第六号（二〇〇八）四頁。
- (27) 野入美和子「DVをめぐる実務―DVを許さない社会を目指して」市民と法第六七号（二〇一一）一一頁。
- (28) アメリカの場合は、調査方法によって偏差が大きい。家庭内暴力の三〇％～六〇％が重複発生していると報告した書籍は、HonDiane Kiesel『Domestic Violence: Law, Policy, And Practice』（LexisNexis、二〇〇七）があり、三〇％～五〇％であると報告した書籍は、Jaff P/D Wolfe/S. Wilson『Children of battered woman』（Sage Publication、一九九〇）／Straus M.A/R Gelles『Physical violence in American families』（NJ: Transaction、一九九〇）がある。このように家庭内暴力が重複発生する統計は、一貫しないが、少なくとも暴力が行われた家庭のうち三〇％～五〇％は、配偶者暴力・児童虐待等が同時に発生したことが分かった。
- (29) この調査は、子どものいるDV被害者一五一名（被害者の八三・九パーセントが子どもありと回答）に対して行われた。
- (30) 東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」（二〇〇四）一〇頁。
- (31) 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関する調査」（二〇〇三）九四頁。

- (32) MELISSA J.DOAK, CHILD ABUSE AND DOMESTIC VIOLENCE 1 (2011).
- (33) 男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(二〇〇六)五八頁。
- (34) 後藤・前掲注(14)一三八頁以下。
- (35) 金・前掲注(6)六八頁以下。
- (36) 岩井宜子『ファミリーバイオレンス第二版』(尚学社、二〇一〇)一二二頁。
- (37) 東京都生活文化局「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」(二〇〇四)九頁。
- (38) 後藤・前掲注(4)三九二頁。
- (39) 個別立法のデメリットについては、金・前掲注(1)一九六頁以下参照。
- (40) 配偶者暴力防止法第六条。
- (41) 児童虐待保護法第五条第一項。
- (42) 本稿では、配偶者暴力被害者と児童虐待被害者が頻繁に重複発生することから、研究対象を両者に限定したため、高齢者虐待に関しては扱わなかったが、ファミリーバイオレンス法の対象には虐待された高齢者も含むべきである。
- (43) 多々良紀夫『家庭内暴力の研究―防止と治療プログラムの評価』(福村出版株式会社、二〇一一)八一頁。
- (44) 朴相基・孫東権・李淳來『刑事政策第一〇版』(韓国刑事政策研究院、二〇〇九)二八八頁以下。
- (45) 両法の内容に関しては、町野朔・岩瀬徹・柑本美和『児童虐待と児童保護』(上智大学出版、二〇一一)一八〇頁以下参照。
- (46) 朴善映『性暴力・家庭暴力・性売買関連法制整備方案』(韓国女性政策研究院、二〇〇七)二二二頁以下。
- (47) 家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第一条(目的)この法律は、家庭暴力犯罪の刑事処罰手続に関する特例を定め、家庭暴力を行った者に対し、環境の調整及び性向矯正のために保護処分を行い、家庭暴力によって破壊された家庭の平和及び安定を回復し、健全な家庭を育成するとともに、被害者及び家族構成員の人権を保護することを目的とする。
- (48) 片桐由喜「虐待防止法の総合的研究―国際比較と学際領域のアプローチを軸に」小樽商科大学学術成果コネクション(二〇一一)一一一頁。
- (49) しかし韓国では、最近発生した、蔚州郡児童虐待死亡事件、塩飯死亡事件などを契機に、児童虐待致死、児童虐待重

傷害などに対する加重処罰、申告義務者の拡大などを定めた「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」が二〇一四年一月二八日制定され、同年九月二九日から施行される。同法律は、最近急速に増加した児童虐待加害者の処罰を中心にしてい

(50) 二〇一一年三月に公開された「法務部女性統計」によれば、家庭内暴力の処理件数は、二〇〇五年には一五四九八件であったが、徐々に増加し、二〇〇九年には四五七九件で、ほぼ三倍増加した。

(51) 洪春熙「家庭暴力関連法制の改革」家族法研究第二五巻第二号(二〇一一)三三三頁など。

(52) その理由は、法律の二元化によって、被害者保護へのアプローチの仕方が異なっている点にある。家庭内暴力処罰法では、被害者の安全・保護が中心にならず、加害者の行為矯正および処遇を通じて間接的に達成する傾向があり、家庭内暴力防止法の被害者保護政策も家庭内暴力処罰法との有機的連携を具体的に定めておらず、別途で展開している。したがって、家庭内暴力の「単一法律の制定」を検討しなければならない。洪・前掲注(51)三六八頁以下、金載敏「家庭暴力関連特別法体系の改善方向」被害者学研究第二二巻第二号(二〇一三)五八頁。

(53) 洪・前掲注(51)三六八頁。

(54) 生活安全局生活安全企画課の「平成二四年中のストーカー事案及び配偶者から暴力事案の対応状況について」によれば、二〇一二年に認知された配偶者暴力の件数は四三、九五〇件で前年比九、六二一件増加し、法施行後最多である。法律の改正などによる対策が行われているにもかかわらず、配偶者暴力は二〇〇三年から増加している。

(55) 配偶者暴力防止法に基づいた保護命令の件数をみると、二〇〇八年に二五三四件、二〇〇九年に二四二九件、二〇一〇年に二四二八件、二〇一一年に二二四四件、二〇一二年に二五七二件であり、大きな変化がなく、増減を繰り返している。一方、二〇〇九年から二〇一二年までに発生した配偶者暴力件数は、増加し続けており、要するに、家庭内暴力件数対比で保護命令を受けた割合が増加していない。すなわち、二〇一二年の保護命令件数は、前年比四二八件(約二〇パーセント)増加したようにみえるが、二〇一二年の配偶者暴力の件数は、前年比九、六二一件(約二八パーセント)増加したため、結局、保護命令比率が減少したことになる。

(56) 法執行研究会編・前掲注(19)七頁。

(57) 田村正博「警察調査における被害者の地位」別冊判例タイムズ第二六号警察基本判例・実務二〇〇(二〇一〇)五七

頁以下、原田恵理子「DV被害者支援策の現状と課題」ジュリスト第一四〇九号（二〇一〇）一四九頁以下、宮園久栄「DV法の検討―DV罪創設に向けて」法学新報第一一七巻第七・八号（二〇一一）七七三頁以下など。

(58) 家庭内暴力に対して警察が消極的に取り組んでおり、その対応も不十分であると主張する文献は以下のとおりである。東京弁護士会・両性の平等に関する委員会編・前掲注（13）九頁、小島・前掲注（21）一九頁、石堂・前掲注（8）九八頁、宮園久栄「DV罪創設に向けての一試論」岩井宜子先生古希祝賀論文集「刑法・刑事政策と福祉」（尚学社、二〇一一）二六六頁。

(59) この事件は、二〇一〇年二月から九日まで、元内縁の夫のDVについて二回の相談が警察に対してなされ、同月一日に被害届などを受理することになったが、同日、加害者が自宅に訪れ、姉、友人を殺害し、現場にいた男性も刺して、DV被害者を連れて去った事件である。仙台地判平成二二年一月二五日LEX/DB35413082、仙台高判平成二六年一月三一日LEX/DB25503005参照。

(60) 宮園・前掲注（57）七八九頁以下。

(61) すなわち、同法第二九条の臨時措置のうち、退去等隔離、一〇〇メートル以内接近禁止、電気通信利用接近禁止の一つの措置をとることができる。また、緊急臨時措置後、警察官は、遅滞なく検事に報告し、検事は四八時間以内に法院に臨時措置を請求しなければならない。

(62) 鄭賢美「家庭暴力特例法の問題と改正方向」法学論集第一七巻第二号（二〇一一）一四〇頁以下。

(63) 鈴木隆文・後藤麻里「ドメスティック・バイオレンスを乗り越えて」（日本評論社、一九九九）一九七頁。

(64) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」（二〇一一）一三頁。

(65) 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（二〇〇八）三六頁以下。

(66) この調査は全国の二〇歳以上の男女五〇〇〇人（二〇〇五年度以前は四五〇〇人）を対象に、無作為抽出により、一九九九年、二〇〇二年、二〇〇五年、二〇〇八年、二〇一一年において行われた。

(67) 過去には、私的領域における国家の介入を忌避する傾向があったが、家庭内暴力が深刻化して社会的な問題になり、積極的取組が求められたため、家庭内暴力に関する従来の議論は、家庭内という私的領域への法的介入の是非や被害を受

- けた者に対する救済・支援などが中心であり、加害者への対応策については、十分に検討されなかった。
- (68) 朴元奎「ファミリーバイオレンスの加害者への対応策の現状と課題」刑法雑誌第五〇巻第三号(二〇一一)四二八頁以下。
- (69) 配偶者暴力防止法第二五条においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法などに関する調査研究の推進に努めることを規定している。
- (70) 紫田守「ドメスティック・バイオレンス対策システムにおける修復的司法プログラム導入の効果と政策的意義」『刑法・刑事政策と福祉』岩井宜子先生古希祝賀論文(尚学社、二〇一一)二二六頁以下。
- (71) 小島妙子「DV・ストーカー対策の法と実務」(民事法研究会、二〇一四)二二五頁。
- (72) ただし、配偶者暴力防止法・児童虐待保護法によって、接近禁止命令や保護命令に違反する場合、刑罰(懲役又は罰金)を科すことができる。
- (73) 朴・前掲注(68)四三四頁以下。
- (74) 筒井隆志「配偶者暴力防止法の今後」立法と調査第三二〇号(二〇一〇)七九頁。
- (75) 家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第四〇条「判事は審理した結果保護処分が必要だと認められる場合各号のいずれかの処分をすることができる」。すなわち、判事は家庭内暴力の行為者に対して保護処分が必要であると判断した場合、社会奉仕・受講命令、保護観察、保護施設への監護委託、医療機関への治療委託、相談所への相談委託をすることができる。また、法院は、家庭内暴力行為者の性向が矯正されたり、保護処分を継続する必要がないと判断した場合、職権または検事、被害者等の請求によって保護処分の全部または一部を終了することができる。
- (76) 監護委託期間中は家庭内暴力行為者に対してその性向を矯正するため教育をしなければならない。
- (77) 法執行研究会編・前掲注(19)二五六頁。
- (78) 配偶者暴力防止法第八条の三において、社会福祉法に定める福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。
- (79) 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省・前掲注(65)二六頁以下。

- (80) 総務省「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」(二〇〇九)八頁以下。
- (81) 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(二〇一三)二〇頁以下。